

内航船舶管理契約書作成ガイドライン

2008年4月改定

【第一部】

本契約書利用にあたっては、管理会社は、提供するサービスに応じて第④欄の「委託内容」を選択し、以降の欄には、そこで選択した受託内容に応じて必要箇所のみを記載して使用することとなる。ただし、「1. 船員配乗・雇用管理」を選択する場合、派遣業の資格を有しない管理会社は「2. 船舶保守管理」と「3. 運航実施管理」を併せて引き受ける必要があり、分割して何れかのみを引き受けることはできない。なお、管理会社は自己の雇用する船員が不足するような場合には、派遣業の許可を得た船員派遣業者から船員の派遣を受け、その者を配乗させることについては、何ら問題とはならない。

第⑩欄：

管理会社を船主の共同被保険者とするかどうかは、保険会社の対応が未だ確定していない現状に鑑み、個々の取引先である保険会社との折衝に任せることとしたため、本欄においては、共同被保険者となることのできる保険の種類について選択制とした。

【第二部】

第3条1項及び2項並びに第4条：

「乙が必要と判断した場合」について、船主は第7条2項において通常管理費とは別に特別に生じた費用の支払い義務があるため、管理会社は本契約第1条に規定するとおり、善良なる管理者としての注意義務を負い、現実には船主に連絡して必要な協議の機会をもつ等、合理的措置を執る必要がある。

第4条：

弁護士法との関連において、管理会社は弁護士の業務とされる法律事務を行うことはできない（詳細は、弁護士法72条¹参照のこと）。

第13条第2項及び第3項：

「相当の期間」との表現は、民法第541条の規定に基づくものであり、個々の事例によりその長さは異なる。

第14条：

本条項の前半部分は不可抗力の例示であり、本条を主張しようとする者に過失のある場合には適用されない。例えば、管理会社の過失により船員数が足りないために停船命令が下りるような場合、本条にいう官憲の処分として免責されることはない。

以 上

¹ 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。